

報道関係者各位

市主催事業及び市施設等の取扱いについて

令和3年4月28日に埼玉県における新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を講じるべき区域に、越谷市が指定されたことを踏まえ、感染予防対策を徹底することを条件として、本市における市主催事業及び市施設等の取扱いについて、下記のとおりとさせていただきますのでご報告いたします。

1 市主催事業等の取扱い

期間	令和3年4月28日(水)から令和3年5月11日(火)まで
取扱い	市が主催するイベント、行事(審議会などの会議を含む。)については、原則、中止、延期又は規模縮小等とする。 ただし、この期間に実施する必要がある、やむを得ず開催する場合は、感染拡大防止策を十分に講じたうえで実施する。 ※指定管理者に対しても、同様の対応を要請する。

2 市施設の取扱い

(1)屋内施設及び屋外施設について

期間	令和3年4月28日(水)から令和3年5月11日(火)まで
取扱い	閉館時間を午後8時とする。 施設を使用する場合は、主催者などに対して感染対策を厳格に行うよう、引き続き強く要請する。 ※ 既に予約が入っている場合であっても、原則、午後8時以降の時間帯を含む区分の利用は不可(午後8時で閉館)とする。なお、申し出により、午後8時までの利用を希望する場合は、減額等を行わないことを条件に利用を許可する。

(2)市有施設の屋外照明等(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯

期間	令和3年4月28日(水)から令和3年5月19日(水)まで
----	------------------------------

3 外出自粛要請等の取組について

日時	令和3年4月28日(水)から令和3年5月19日(水)まで
内容	(1)防災無線及び city メールで不要不急の外出自粛の呼びかけ (2)消防車両による不要不急の外出自粛の呼びかけ (3)青色回転灯装備車による不要不急の外出自粛の呼びかけ

【お問い合わせ】
危機管理室 野沢
電話：048-963-9285